

定 款

一般社団法人岩手県漁港漁村協会

目 次

第 1 章	総 則	1
第 1 条		1
第 2 条		1
第 2 章	目的及び事業	1
第 3 条		1
第 4 条		1
第 3 章	会 員	1
第 5 条		1
第 6 条		1
第 7 条		2
第 8 条		2
第 9 条		2
第 10 条		2
第 4 章	総 会	2
第 11 条		2
第 12 条		2
第 13 条		2
第 14 条		3
第 15 条		3
第 16 条		3
第 17 条		3
第 18 条		3
第 5 章	役 員	3
第 19 条		3
第 20 条		4
第 21 条		4
第 22 条		4
第 23 条		4
第 24 条		4
第 25 条		4
第 26 条		5
第 27 条		5
第 6 章	理 事 会	5
第 28 条		5
第 29 条		5
第 30 条		5
第 31 条		5
第 32 条		5
第 33 条		5
第 7 章	資 産 及 び 会 計	6
第 34 条		6

	第 35 条	6
	第 36 条	6
	第 37 条	6
第 8 章	定款の変更及び散	6
	第 38 条	6
	第 39 条	6
	第 40 条	6
第 9 章	専門委員会及び事務局	7
	第 41 条	7
	第 42 条	7
第 10 章	公告の方法	7
	第 43 条	7

一般社団法人岩手県漁港漁村協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県漁港漁村協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、漁港、漁村、水産都市及び漁場（以下「漁港漁村等」という。）の総合的整備及び施設の合理的利用に関する事業並びに漁港漁村等に関する啓発普及事業を行うことにより、水産業の振興、県民生活の向上及び公共福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 漁港漁村等の整備促進に関する提案、要請
- (2) 漁港漁村等に関する調査、指導
- (3) 漁港漁村等に関する啓発、普及
- (4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本協会は次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本協会の事業に賛同して入会した岩手県内の市町村、市町村議会議長及び漁業協同組合又は水産関係団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業に賛同して入会した団体又は個人
- (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に必要な経費に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める額の会費を払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬及び費用の額
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2か月以内に開催するほか、必

要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長又は副会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する会員は、会長又は副会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の出席する正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、書面で議決権を行使した正会員又は議決権の行使を委任した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が出席正会員の中から指名する 2 名の議事録署名人は前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 19 条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 18 名以上 23 名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、正会員（団体にあつてはその代表者）の中から総会の決議によって選任する。ただし、理事については、正会員以外の者から8名以内を選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 26 条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、又は総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱し、無報酬とする。

(責任の一部免除)

第 27 条 本協会は、役員の方法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 第 19 条第 2 項に定める理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長又は副会長が招集する。

- 2 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、方法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長又は副会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、会長及び副会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日までの間前年度予算に準じ収入及び支出することができる。この場合の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

3 第 1 項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長又は副会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 37 条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又

は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 専門委員会及び事務局

(専門委員会)

第41条 本協会の事業を推進するため、理事会の決議により、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第42条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の承認を得て会長又は副会長が行う。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本協会の最初の会長は鈴木俊一、副会長は上机莞治及び大井誠治、専務理事は船越穰とする。

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款変更は、平成30年5月28日から施行する。